

運動部・文化部活動 に係る活動方針

令和5年4月3日改訂

仙台市立富沢中学校

1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

心ゆたかに たくましく のびゆく生徒

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の豊かな心、健やかな体、確かな学力のバランスのとれた「生きる力」を育むこと。
- (2) 部活動を通して、同学年・他学年の生徒と交流する中で、責任感や連帯感を育成し、充実した学校生活へと繋げること。
- (3) 運動部においては、スポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、体力を向上させるとともに心身の健康を保持増進すること。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくりを行うこと。
- (4) 文化部においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養に努めるとともに心身の健康を保持増進すること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②年間活動計画には、活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール日程等を明示する。
- ③生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒には練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

上記の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月の活動計画の作成

顧問は毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール日程等）を作成する。

(4) 毎月の活動計画の通知

顧問は上記の活動計画を生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び参加大会・コンクール日程等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する部活動（令和4年度）

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
陸上競技	○	○	野球	○	○	サッカー	○	○
ソフトボール		○	バスケットボール	○	○	バレーボール	○	○
バドミントン	○	○	卓球	○	○	ソフトテニス	○	○
水泳	○	○	剣道	○	○	吹奏楽	○	○
合唱	○	○	美術	○	○	家庭	○	○
茶道	○	○	科学	○	○	箏曲	○	○
演劇	○	○	囲碁・将棋	○	○			

※駅伝，体操，新体操，柔道，スキー，スケートは臨時部として設置する。

(2) 生徒・保護者への説明

年度当初に部活動集会，部活動保護者会を開き，年間の活動等について理解を得る。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日

①週2日間以上の休養日を設定する。

※平日に少なくとも1日，土曜日及び日曜日に少なくとも1日を休養日とする。

※土曜日及び日曜日に大会・コンクール参加等で両日活動した場合は，休養日を他の土曜日及び日曜日に振り替える。

※祝日や休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

①学期中に準ずるものとするが，原則として，土曜日及び日曜日，祝日や休日，学校閉庁日を休養日とする。また，学校閉庁日と連続させ，ある程度長期の休養期間を設ける。

(3) 平日の活動時間

①平日の1日の活動時間は，2時間程度（朝練習・延長時間を含む）とする。

②平日の活動時間については16：45を終了時刻とする。

※ただし，活動場所や活動内容など各部の実態に応じて朝練習または時間の延長を認める。

【部活動延長時間】

	期 間	終了時刻（完全下校）	延長（完全下校）
① 夏時間	3月1日～市新人戦まで	16：45（17：00）	17：30（17：45）
② 冬時間	2学期～2月28日	16：45（17：00）	17：00（17：15）
③ 中総体強化期間（運動部）	中総体3週間前	16：45（17：00）	18：00（18：15）
④ 新人戦強化期間（運動部）	新人戦3週間前	16：45（17：00）	18：00（18：15）
⑤ 文化祭強化期間（文化部）	夏休みあけ～文化祭	16：45（17：00）	18：00（18：15）
⑤ 午前授業		16：00（16：15）	なし

※県中総体，県新人大会が決定した部活動は，県大会まで強化期間を延長することができる。

※延長する場合は，事前に特別活動願いを提出し，校長の承認を得て活動すること。

また，保護者の許可を得て活動すること。

☆ 朝練習について

活動時間 7 : 30 ~ 8 : 00

活動可能期間 ①大会・コンクール前1ヶ月 ②冬時間の期間

※「施設の利用上等の放課後の活動制限がある」場合は、上記以外の期間でも行ってよい。

※事前に特別活動願いを提出し、校長の承認を得て活動すること。また、保護者の許可を得て活動すること。

※平日は朝練習と放課後の活動を合計した時間を2時間程度とすること。

(4) 土曜日及び日曜日、長期休業日、祝日、休日の活動時間

通常の休日の活動時間は、原則として3時間程度とする。

(5) 強化期間（ハイシーズン）について

年間計画に設定した強化期間には、土、日、両日の活動ができる。ただし、平日2日の休養日を設定するものとする。

※時期を移動した休養日を設定し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮すること。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

生徒の健康観察や障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会・コンクール等の検討

(1) 参加する大会・コンクール等の精選

①運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、参加する大会等を精選する。また、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画する。

②文化部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、参加するコンクール等や地域からの要請による行事・催し等への参加を精選する。また、特定の文化部に負担が集中することのないよう、学校全体として参加・協力の在り方を検討する。

(2) 参加する大会・コンクールや校外で行う練習試合等への移動手段

原則として公共交通機関を利用することとする。

※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者への依頼を検討する。

※上記が困難な場合には、保護者の共通理解と了承を得て、保護者への協力を求める。